

## 「第250回判例・事例研究会」

日 時	平成30年2月28日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 太田善大

### 【事例】

<b>事例の概要</b>	株式会社において株式50：50の持ち合いがなされている場合において、株主間で対立が生じ、株主総会において役員選任（再任）決議ができず、役員の選任（再任）登記が出来ない状態が継続した場合のリスク
<b>発表内容</b>	<p>1. 役員欠員の問題</p> <p>役員が選任できず、役員に欠員が生じた場合でも、従前の役員は新たな役員が選任されるまえの間、引き続き取締役としての権利義務を負うことになる（会社法346条1項）。</p> <p>2. みなし解散の問題</p> <p>最後の登記から12年間経過している株式会社を法務局が休眠会社とみなして、公告・通知を行い、これに対して同社から「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなされないと、法務局が職権で解散の登記を行うことになる。</p> <p>会社としては、通知が来た時点で、「まだ事業を廃止していない」旨の届出を行うことでみなし解散のリスクは回避可能と考えられる。</p> <p>3. 過料の問題</p> <p>会社法上、登記事項に変更があった場合2週間以内に登記申請を行う必要があり、登記申請を怠った場合には100万円以下の過料が代表者に課される旨が規定されている（会社法915条1項）。</p>

	<p>登記実務上では、役員任期が終了したにもかかわらず役員選任登記を怠った後、役員任期以上の時間が経過し次の役員選任登記がなされたタイミング、又は最後の登記から10年間経過したタイミングで、法務局が登記懈怠の事実を把握し、裁判所が過料の決定を行うようである（10年の理由：会社法で役員任期が最大10年とされており、10年経過した場合には登記を懈怠していることが明らかとなるため）。</p> <p>上記事例では、次に役員選任の登記を行ったタイミング又は最後の登記から10年経過したタイミングで過料の決定がなされることが予想される。過料は通常数万円から10万円程度であり、放置期間が長いと金額が増額する傾向がある。</p>
--	---